

ふ 育 第 1 1 3 号
令和 2 年 4 月 2 3 日

保護者 各位

ふじみ野市長 高畑 博（公印省略）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保育所等休園期間の特例措置について

保護者の皆さまには、日頃から保育行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月の休園について特例措置による対応をさせていただきましたが、引き続き感染拡大を防止するため、新たな特例措置として休園期間を2か月連続で認めることといたします。

5月以降の手続き及び登園方法については、下記のとおりです。

記

1 4月中休園された方で5月中も休園される方

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月中に「保育施設休園届及び保育料減免申請書」を提出し休園された方（全員対象。）については、休園の手続きは不要です。提出済みの「保育施設休園届及び保育料減免申請書」に記載された（施設休園期間）の終期を令和2年4月30日から令和2年5月31日に読み替えるものとします。

(1) 6月から登園を再開される方

(ア) 事前に通っている施設と日程調整をしてください。

(イ) 通っている施設が指定する期間であれば、5月中に慣らし保育をしても保育料の減免対象となります。

2 4月は登園していたが新たに5月から登園を自粛していただける方

施設へ連絡ののち、4月30日（木）までに「保育施設休園届及び保育料減免申請書」と会社に認められたお休みであることが分かる書類を施設又は保育課へ提出してください。

3 4月分の休園届を提出された方で5月から登園を再開される方

施設での受け入れ準備や職員配置の必要がありますので、事前に通っている施設へ連絡してください。

問合せ先

こども・元気健康部保育課保育係
電話 049-262-9035（直通）